

第3章 岡垣町の男女共同参画の現状と課題

基本目標Ⅰ 男女がともに参画する人づくり

1. 男女共同参画を推進する意識啓発

2. 男女共同参画を推進する教育・学習の充実

岡垣町では、「広報おかがき」をはじめとした町公式HPやLINE・FacebookなどのSNS、「でんたつくん」など各種媒体を用いた情報提供や、親子で参加できるワークショップ形式の講座を開催するなど、様々な事業を通じて、男女共同参画を推進する意識の啓発や教育・学習の充実に努めています。

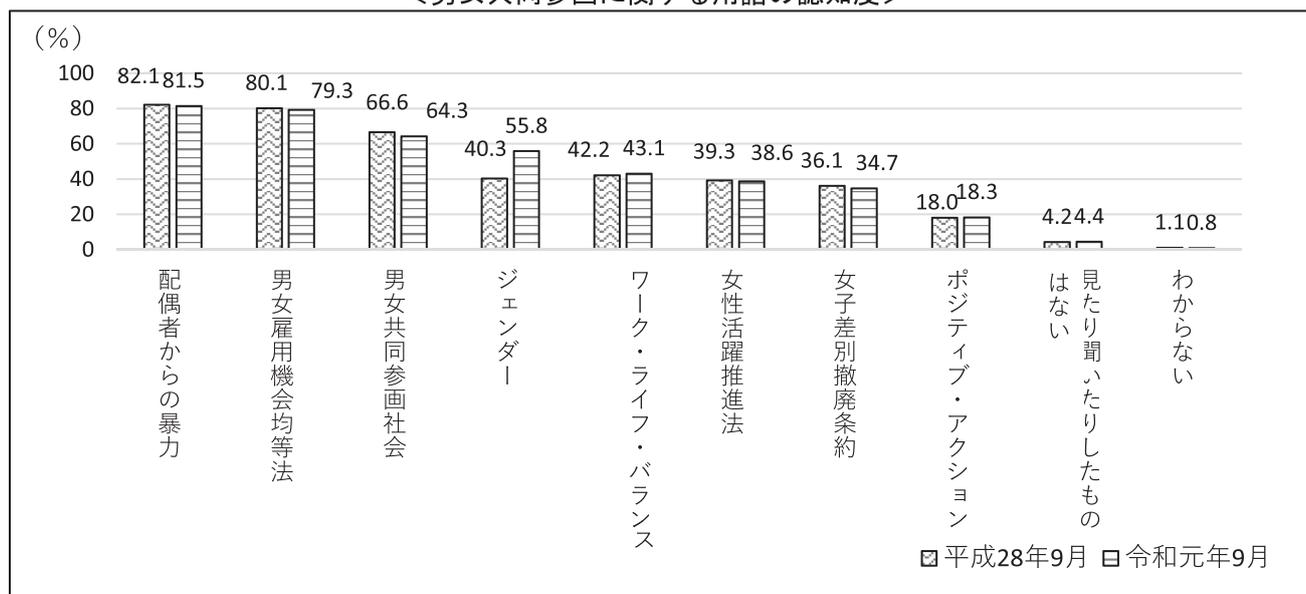
男女共同参画に関する法律や用語の認知状況について、国の意識調査では、設問の8項目のうち、半数の4項目が5割以上の認知率となるなど、一定の成果を得ることができました。

また、「男は仕事、女は家庭」という固定的な性別役割分担*について、国や県の調査では「あまり同感しない」「同感しない」と答えた人の割合は半数を超えており、また、前回調査結果よりも『反対派』の割合が多くなっています。

固定的な性別役割分担意識は、男女雇用機会均等法をはじめとする様々な女性の活躍支援の施策により、近年は徐々に解消されつつありますが、自覚の無い価値観や偏見（アンコンシャス・バイアス*）は、未だに多くの人々の無意識の中に根強く残っています。

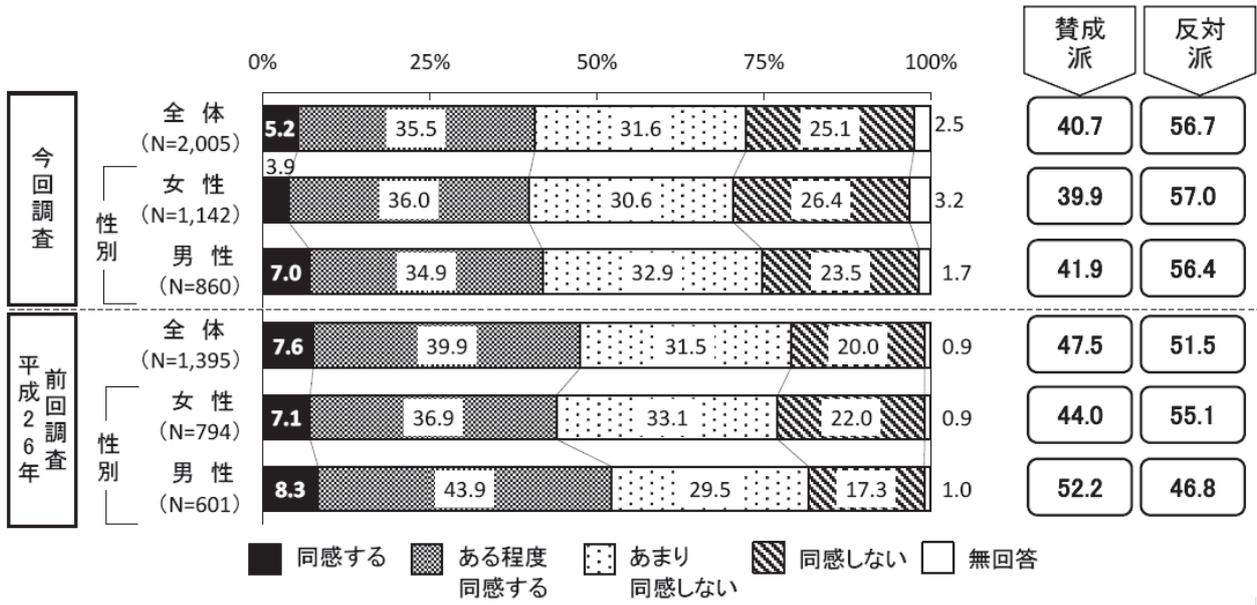
固定的な価値観や偏見を解消し、男女共同参画を推進するためには、各世代に応じた事業や学校等での教育・学習における啓発を積極的に取り組むことが必要です。

＜男女共同参画に関する用語の認知度＞

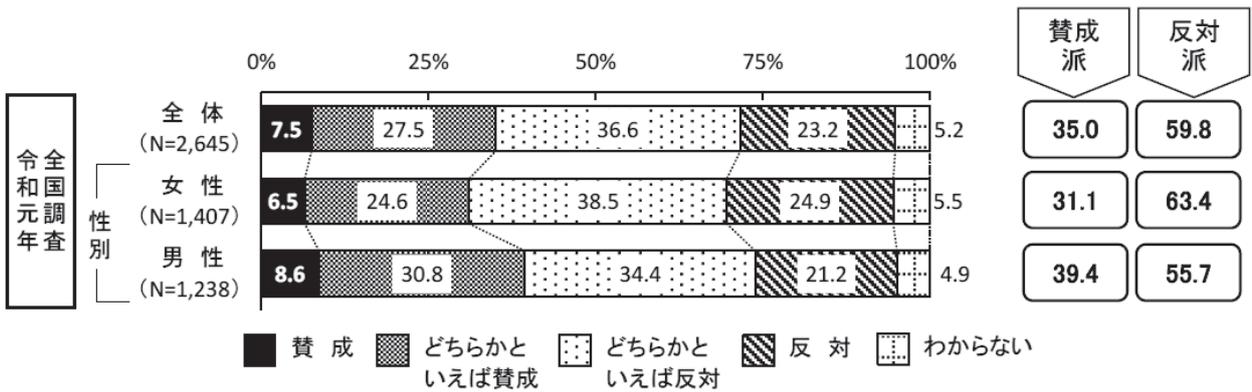


資料) 内閣府「男女共同参画に関する世論調査」(令和元年度)

＜性別役割分担意識「男は仕事・女は家庭」という考え方＞



資料) 福岡県「男女共同参画に向けての意識調査」(令和元年度)



資料) 内閣府「男女共同参画に関する世論調査」(令和元年度)

基本目標Ⅱ 男女がともに参画する地域づくり

1. 地域における男女共同参画の推進

2. 政策・方針決定の場への女性の参画推進

少子高齢化や家族形態の多様化、個人の意識やライフスタイルの変化により、地域の連帯感や相互扶助意識が薄れていると言われていますが、そのような状況であるからこそ、地域住民の安全・安心の基盤の一つとして、地域の役割が重要になっています。

地域力を高めていくためには、性別・年齢を問わず、地域社会の一員として主体的に参画できる機会や場を広げ、地域における方針決定過程への女性の参画を促進する必要があります。

県の意識調査にあるように、地域における自治会長などの代表や役職へ依頼された際、男性は女性に比べ『引き受ける』が高く、男性は22.1%に対し、女性は14.2%となっていますが、町内会・自治会などへの会合の参加については、女性の参加率の方が男性よりも高いため、「参加」から「参画」へのステップアップを図る取組みが不可欠となっています。

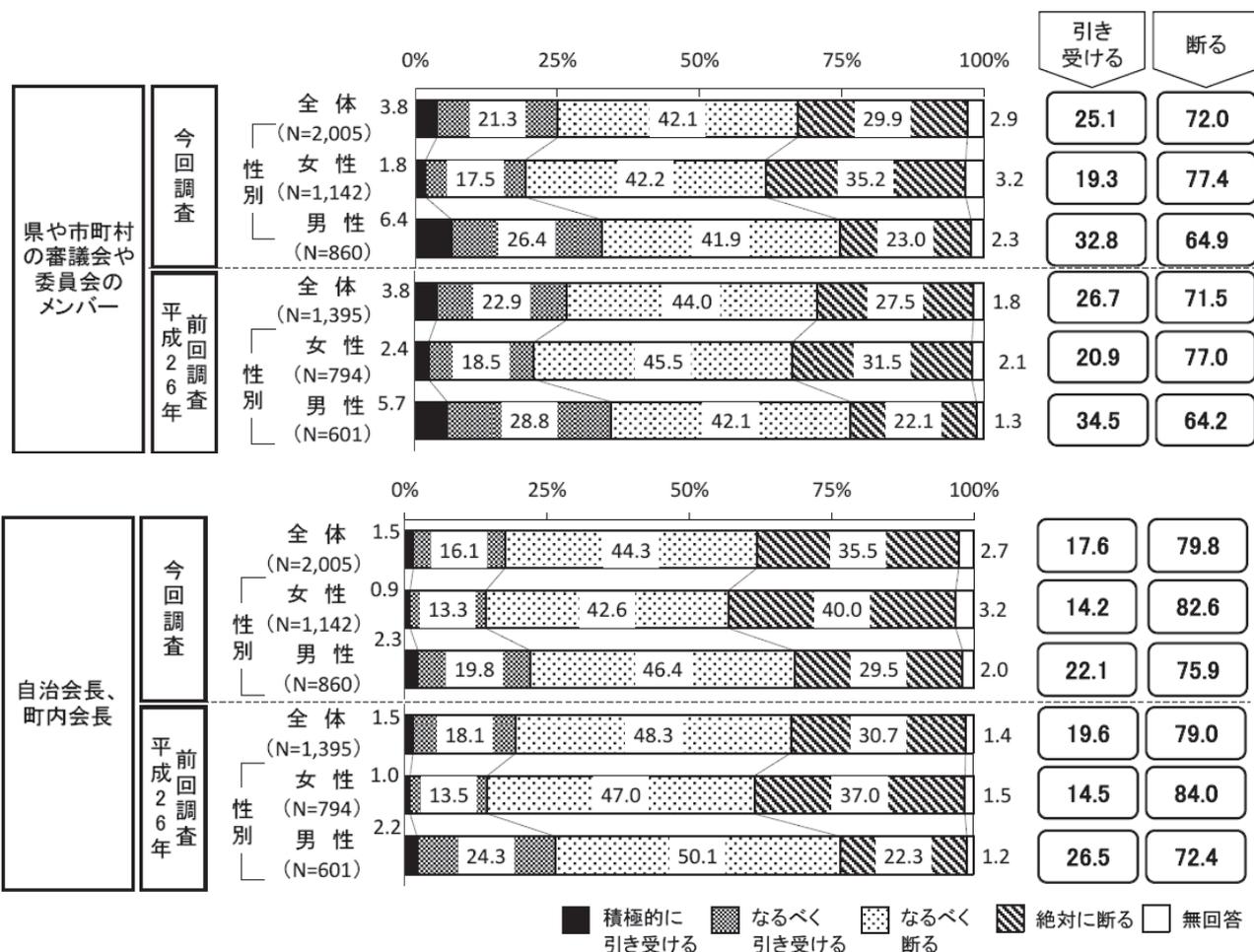
岡垣町では、政策・方針決定の場への女性の参画を進めるために、審議会等における女性委員の登用率35%を目標に掲げ、各審議会等の所管課に対しての女性委員選出の働きかけや、女性人材リストの作成とその活用に取り組みました。令和2年4月には、町全体の審議会等の女性委員の登用率が34.9%となり、目標を概ね達成することができました。今後も登用率を維持できるよう、取組みを継続していきます。

また、近年では地震や台風などの甚大な被害をもたらす災害が多発しており、被災時の避難所運営では、食事の準備や清掃等が女性に集中するなどの問題や、運営の中心に女性が参画していないため、男女のニーズの違いを把握することが困難であったことが報告されています。

災害時には、平常時における社会の課題が一層顕著になって現れるため、平常時から男女共同参画社会の実現に向けた取組みが必要となります。

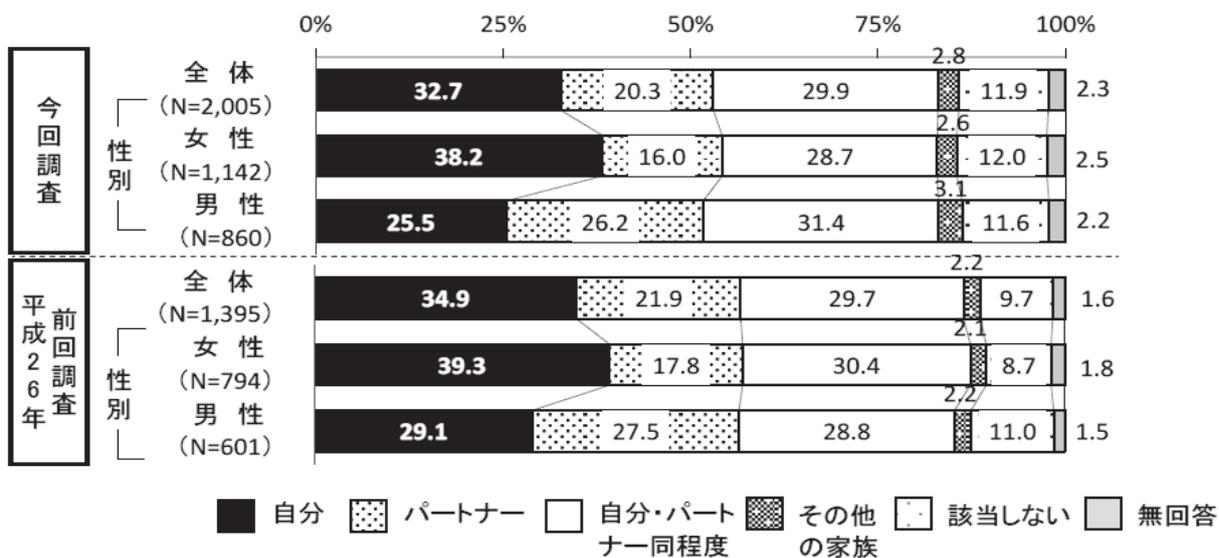
このことから、福祉・教育・防災・環境などあらゆる分野で活躍できるような女性の人材育成を行うとともに、身近な暮らしの中に男女共同参画の視点を持つことを広く啓発していくことが重要です。

＜役職、公職への就任への対応＞



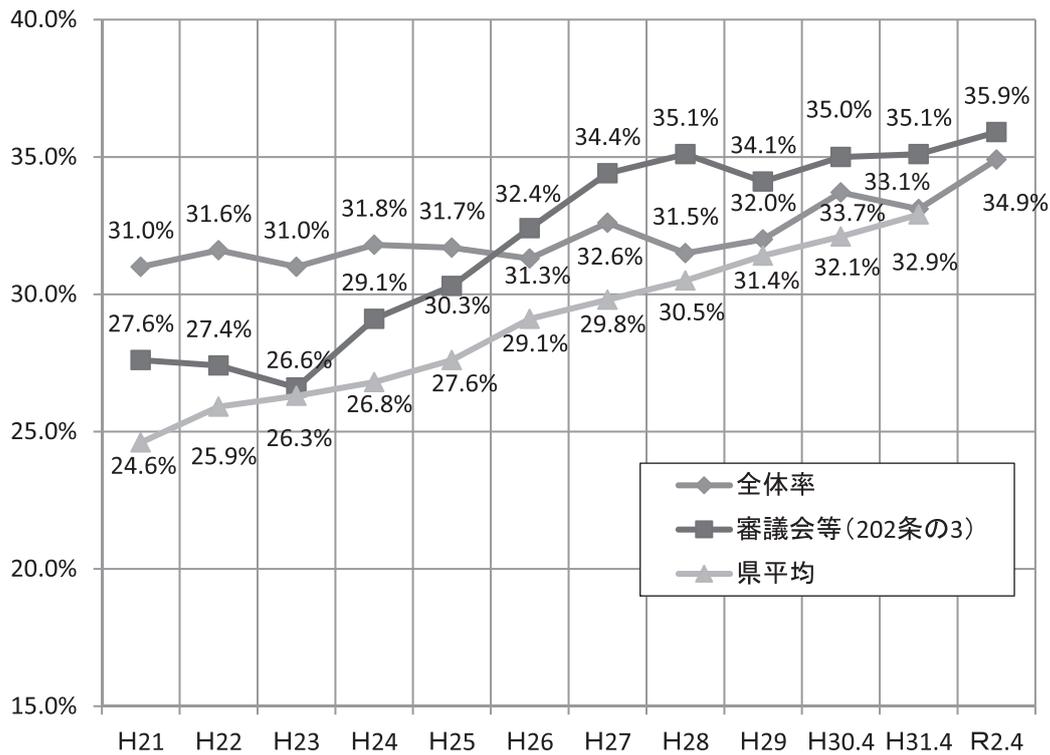
資料) 福岡県「男女共同参画に向けての意識調査」(令和元年度)

＜町内会・自治会などへの会合への参加＞



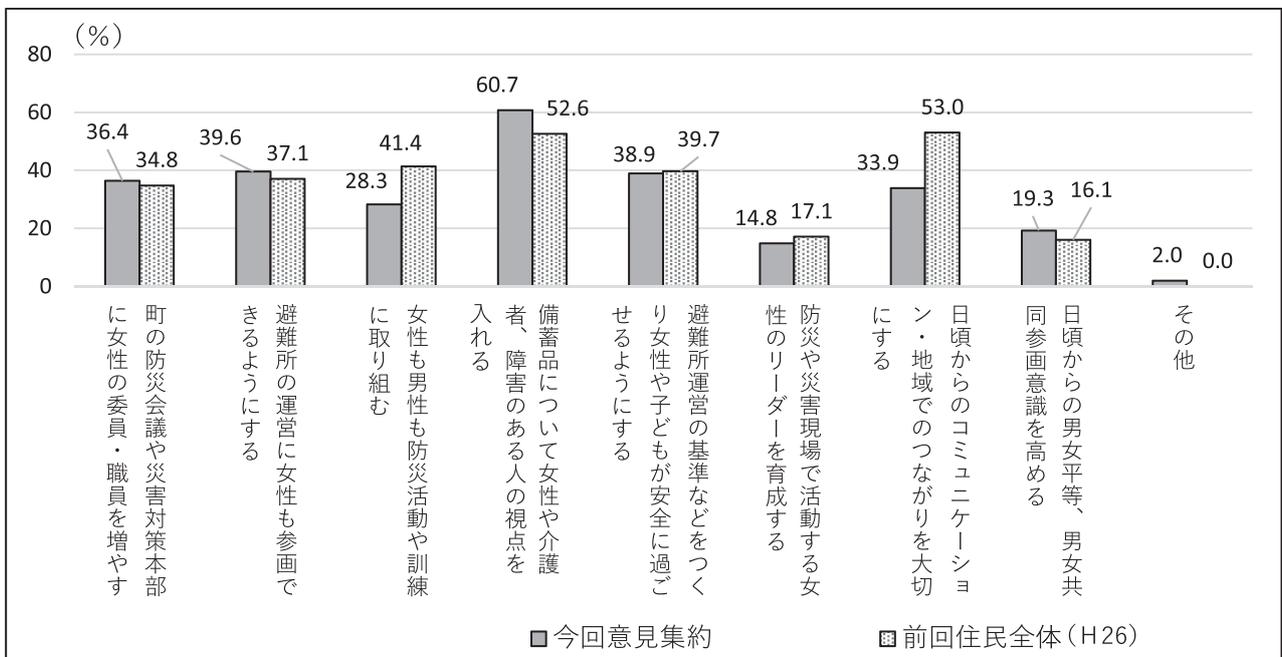
資料) 福岡県「男女共同参画に向けての意識調査」(令和元年度)

＜審議会等における女性の登用状況＞



資料) 岡垣町福祉課調べ

＜防災及び震災対応等における男女共同参画の必要な取組み＞



資料) 岡垣町男女共同参画に関する意見集約 (令和2年度)

基本目標Ⅲ 男女がともに能力を発揮できる自立した生き方づくり

1. 職場における男女の均等な機会と待遇の確保

2. ワーク・ライフ・バランスの推進

3. 生涯を通じた男女の健康支援

国の調査によると、女性が働くことに対する意識は、「子どもができて、ずっと職業を続ける方がよい」(58.9%)が最も多く、次いで「子どもができたなら職業をやめ、大きくなったら再び職業をもつ方がよい」(27.7%)と、この2つで回答の大半を占めています。

しかしながら、意識の上では就業継続を望む人が多いものの、第1子出産前に仕事をしていた女性のうち、出産後に退職する人は約半数いるという現状があります。

そのため、仕事で活躍したいと希望するすべての女性が、個性や能力を存分に発揮できる社会の実現を目指し、平成27年に女性活躍推進法が施行されました。また、仕事と家庭を両立した上で十分に能力を発揮するには、長時間労働を改める、多様な働き方を認めるなど、労働環境の整備が必要になります。

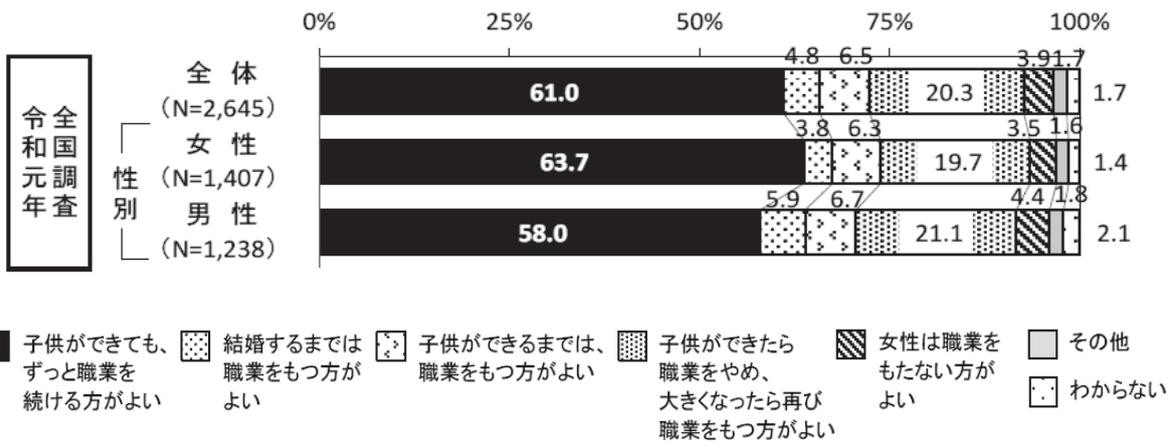
町では、事業主に対し、女性活躍推進法や雇用機会均等法などの法の趣旨を周知するなど、職場での働き方改革の推進を働きかけるほか、住民に対してワーク・ライフ・バランス*について啓発を行い、男女がともに希望する働き方が実現できるよう、多様な働き方への支援に取り組みます。

また、生涯を通じ健康を維持することは、いきいきと働き、社会で活動するための重要な基盤です。平均寿命が延び人生100年時代が到来する中、健康寿命を延ばし、学び、働き続けられる環境づくりが求められています。

特に、女性は妊娠や出産などに伴う健康上の問題に直面する場合があります、男女共同参画の視点からの健康支援の取組みが必要となります。

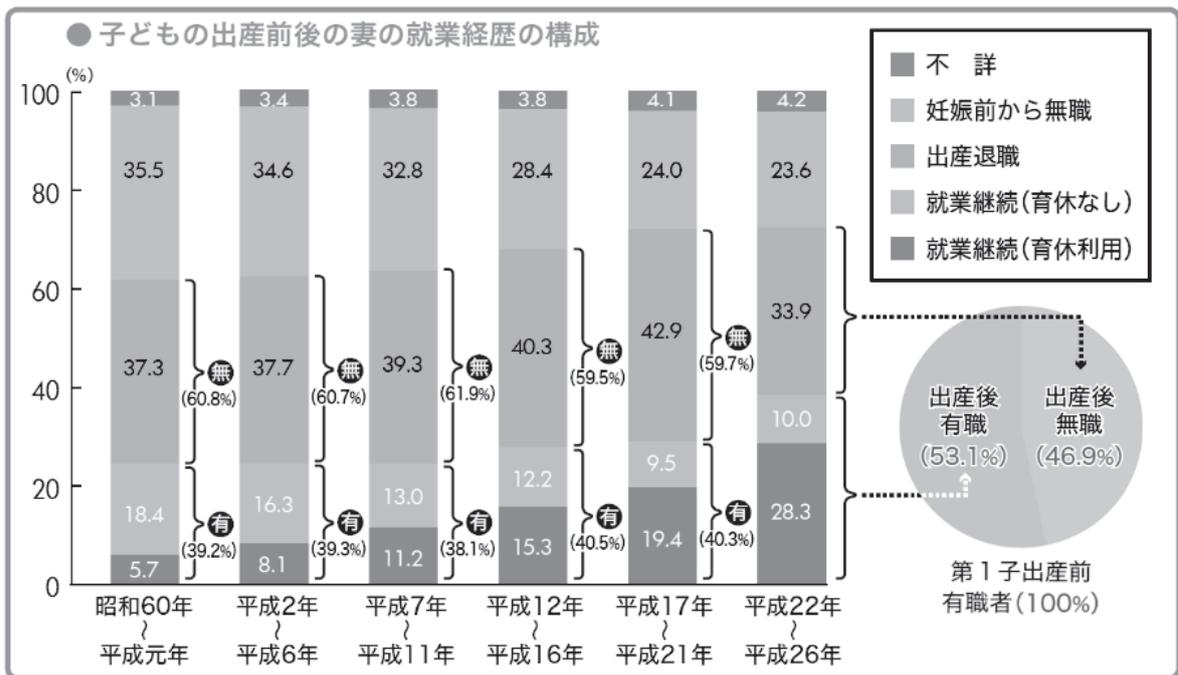
このほか、高齢者や障害のある人、ひとり親家庭、在住外国人の方の中には、女性であることで更に複合的に困難を抱える場合があります。それぞれの困難の背景や状況を理解し、合理的配慮や必要な支援に繋げることが大切です。

＜女性が職業をもつことについての考え方＞



資料) 内閣府「男女共同参画に関する世論調査」(令和元年度)

＜第1子出産前に就業していた女性の就業継続率の変化＞



資料) 国立社会保障・人口問題研究所「第15回出生動向基本調査」(令和元年度)

基本目標Ⅳ 男女がともに人権を尊重する社会づくり

1. 性別によるあらゆる人権侵害の根絶

2. 女性へのサポート体制の充実

DV、性犯罪、売買春、セクシュアル・ハラスメント*、ストーカー行為等、異性間の暴力の被害者の多くは女性で、その背景には、固定的な性別役割分担意識や経済力の格差、男性の女性に対する所有意識などがあると言われてしています。このような女性に対する暴力は、女性の人権を著しく侵害するものであり、男女共同参画社会を形成していく上で重要な課題となっています。

DVに関する認識について、県の意識調査では、身体に危害を加える行為は暴力であると認識している人が多い一方で、精神的に傷つけたりストレスを与えたりする行為は暴力であるという認識が低い傾向となっています。

また、男女を取り巻く環境の変化により、マタニティ・ハラスメントやパタニティ・ハラスメント*など、新たなハラスメントが認知されるようになり、その防止に向けた取組みが不可欠となっています。

国は、ハラスメント防止に向けた取組みのひとつとして、令和元年6月に女性活躍推進法の一部改正を行い、職場におけるパワー・ハラスメント*防止対策を定め、セクシュアル・ハラスメント等に起因する問題について、国、事業主及び労働者の責務を明確化しました。また、併せて改正労働施策総合推進法（パワハラ防止法）を令和2年6月に施行し、企業に対し職場におけるパワー・ハラスメント防止のために、雇用管理上、必要な措置を講じることを義務付けました。

岡垣町においても、DVやハラスメントを容認しない社会認識の徹底、根絶のための啓発、防止対策や被害者支援について、関係機関との連携を図るなど幅広く取り組むことが必要となっています。

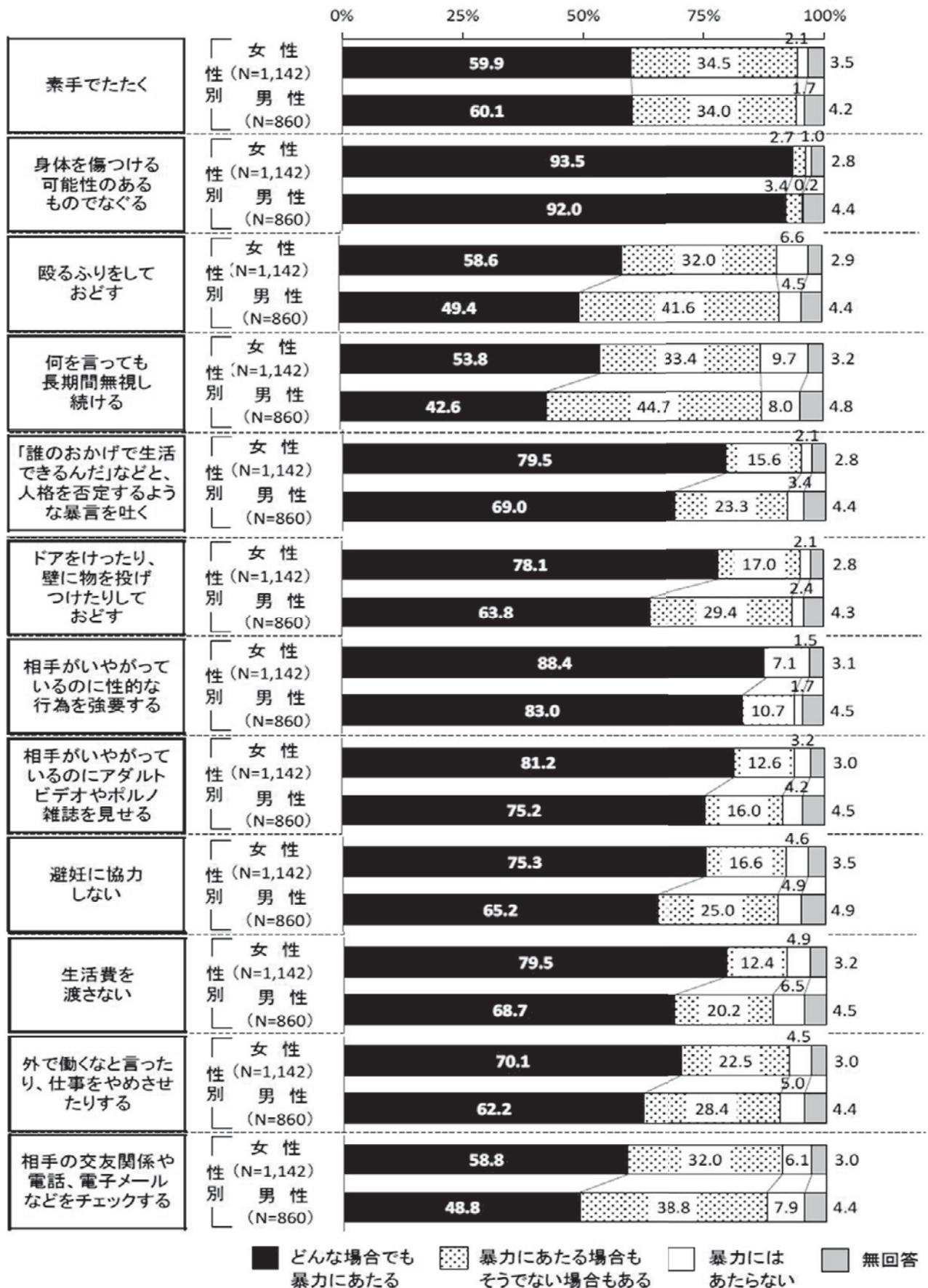
そのほか、近年では、男女という性別に基づくものだけでなく、性自認や性的指向*に基づく差別やハラスメントへの対応も課題となっており、性の多様性への理解に向けた取組みも必要となっています。

国及び都道府県の自治体のうち、各種申請書等における性別欄の必要性や記載の方法について、法令上の根拠がある場合を除き、原則廃止するという方針決定を行い、性別欄の削除若しくは自由記載で対応しているところがあります。

町では、平成30年度に全職員を対象に性の多様性に関する研修を行ったほか、第6次総合計画などの住民アンケートにおいて、性別欄に「男・女」のほか、「その他又は答えたくない」を新たに設け、性的少数者への配慮を行いました。

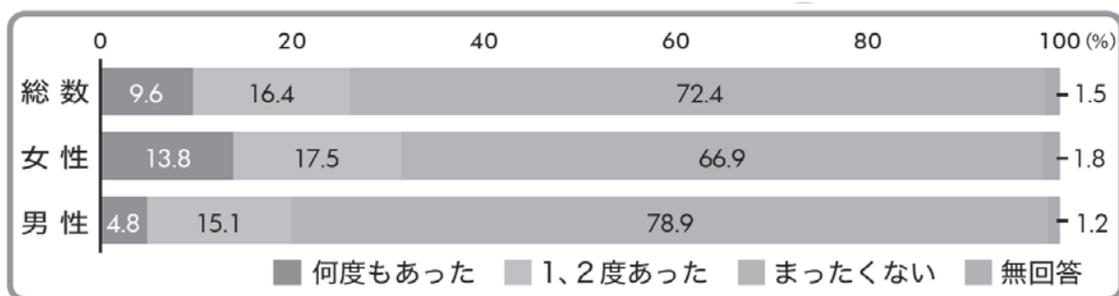
今後は、性の多様性を考慮した上で施策を推進していくことが大切です。

<DV（配偶者や交際相手からの暴力）だと思うもの>



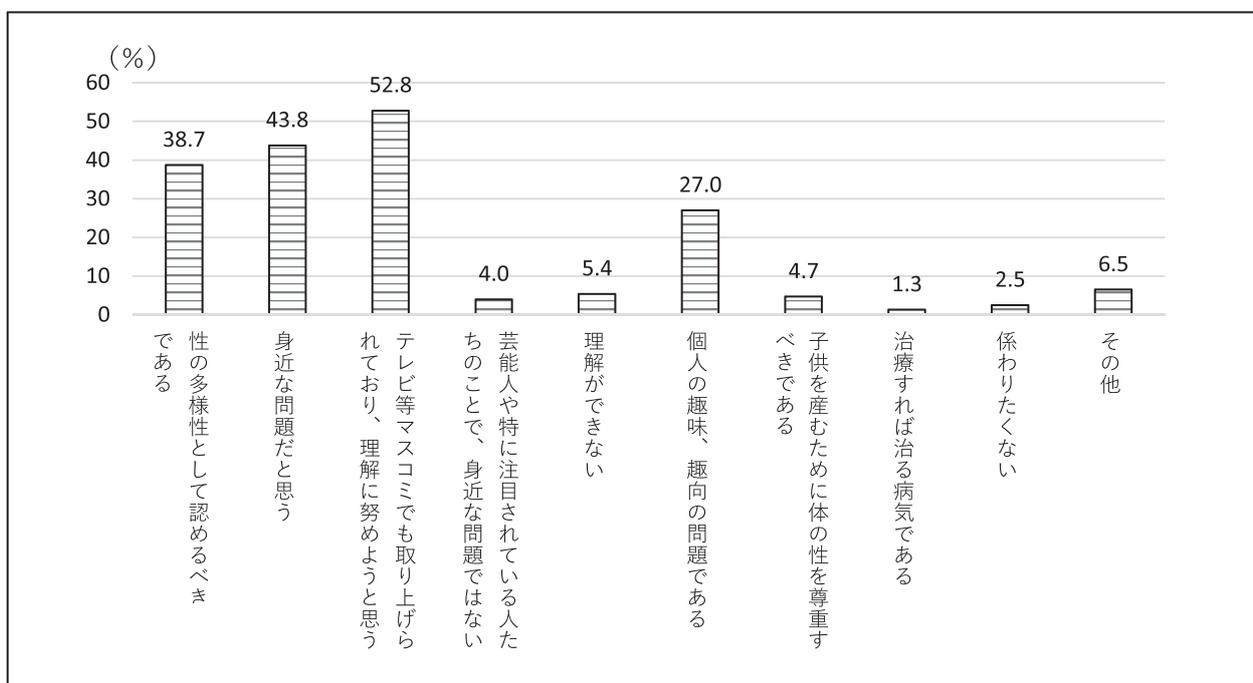
資料) 福岡県「男女共同参画に向けての意識調査」(令和元年度)

＜配偶者等から、これまでに「身体的暴行」「心理的攻撃」「経済的圧迫」「性的強要」のいずれかを1つでも受けたことがある人の割合＞



資料) 内閣府「男女における暴力に関する調査」(平成 29 年度)

＜性的少数者に対する考え方やイメージ＞



資料) 岡垣町男女共同参画に関する意見集約 (令和 2 年度)

基本目標Ⅴ 男女共同参画を推進する組織づくり

1. 男女共同参画の視点に立った行政運営の推進

男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を策定し実施することは、男女共同参画社会基本法第9条により地方公共団体の責務として規定されています。

男女共同参画社会づくりに向けた様々な取組みを円滑に進めるために、庁内のすべての部署が互いに連携しながら施策の推進にあたらなければなりません。

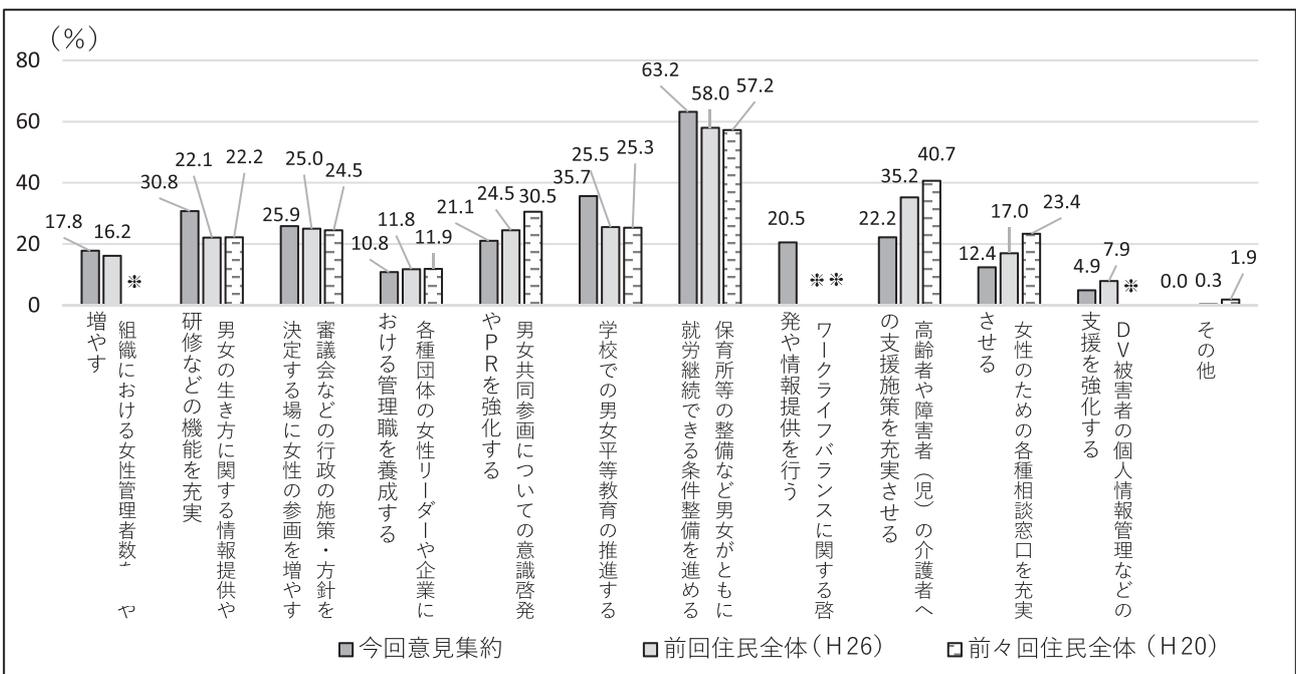
そのため、庁内の推進体制を整備することが必要なほか、有識者、民間団体、関係行政機関の代表、住民から構成される、いわゆる諮問機関からの提言など、庁外からの意見を適時集約していくことも必要です。

町では、庁内組織として男女共同参画推進本部会議を設置しているほか、諮問機関として「岡垣町男女共同参画審議会」を設置し、多岐にわたる男女共同参画に関する施策について、その内容の審議や調整を行っています。

男女共同参画を推進するために町に望む施策について住民に意見を求めたところ、以前の調査結果と同様、「保育所等の整備など男女がともに就労継続できる条件整備を進める」と回答した人が一番多い結果となりました。

これまででも、「岡垣町第2次エンゼルプラン（第1期子ども・子育て支援事業計画）」に基づき、認定こども園の設置促進や保育所の建て替えによる定員の拡大や地域型保育事業の推進に取り組んできましたが、今回の意見集約においても、就労継続できる条件整備を望む人が多く、今後も効果的な施策の推進に取り組んでいくことが必要です。

＜住民が望む男女共同参画を推進するための方策＞



注) *は選択肢にない項目

資料) 岡垣町男女共同参画に関する意見集約 (令和2年度)

第4章 計画の基本的な考え方

1 基本理念

男女が互いにその人権を尊重しつつ責任も分かち合い、性別にかかわらず、その個性と能力を十分に発揮することができる男女共同参画社会を実現するにあたっては、すべての人が協力し合い、その形成に関する取組みを総合的かつ計画的に推進していくことが重要です。

岡垣町では、「岡垣町男女共同参画～ともに支えあい、ともに輝く～まちづくり条例」第3条において、男女共同参画のまちづくりを進めていくうえでの基本的な考え方を掲げています。本計画においても、この基本理念に基づき男女共同参画の推進を図ることとします。

2 基本目標

本計画では、基本理念の実現に向け、以下の5つの基本目標を掲げ、総合的な施策の展開を図ります。

基本目標Ⅰ 男女がともに参画する人づくり

男女共同参画社会の実現にあたっては、固定的な性別役割分担意識にとらわれることなく、誰もが自分らしく生きることができるよう、一人ひとりが男女共同参画について理解を深めることが重要です。

そのため、町民や事業者に向けた啓発活動を行うとともに、あらゆる世代に対して男女共同参画及び人権の視点に立った教育・学習を推進し、男女共同参画と人権尊重の意識を醸成します。

基本目標Ⅱ 男女がともに参画する地域づくり

社会の変化に対応し、まちの課題を解決していくためには、多様な価値観と発想を取り入れることが必要であり、そのためには様々な経験や知識をもった人々が意思決定の場面に参画し、意見を出し合うことが不可欠です。これまで男性中心になりがちだった政策や方針決定過程の場への女性の参画を広げるとともに、防災など新たな分野も含めて、地域における男女共同参画を推進します。

基本目標Ⅲ 男女がともに能力を発揮できる自立した生き方づくり

職場には、性別にかかわらず誰もが自分の意欲に応じて働き続けることができる環境づくりが求められます。働く場における男女共同参画を推進するとともに、仕事と家庭や地域生活の両立を可能にするための支援の充実を図ります。

また、男女が生涯にわたって身体的、精神的、社会的に健康に生活できるための施策に取り組めます。

さらに、高齢者や障害のある人、ひとり親家庭、在住外国人などの中で、配慮を必要とする人に対し、男女共同参画の視点から誰もが安心して暮らせるよう、生活支援や環境整備を行います。

基本目標Ⅳ 男女がともに人権を尊重する社会づくり

DVやセクシュアル・ハラスメントなど、性に関わる差別的な行為は重大な人権侵害であり、許されるものではありません。あらゆる暴力及び差別的行為の根絶に向けた啓発や、被害者に対する支援体制の充実を図ります。

また、男女という性別の枠にとらわれない性の多様性への理解に向けて、性自認や性的指向を理由に差別されることがないように、それぞれの個性や生き方が尊重されるような啓発に取り組めます。

基本目標Ⅴ 男女共同参画を推進する組織づくり

男女共同参画の推進に関する施策は多岐にわたるため、庁内のすべての部署、すべての職員が男女共同参画の視点をもって、互いに連携しながら施策の推進にあたらなければなりません。そのため、庁内の推進体制の整備はもとより、国や県、近隣自治体、町内の各種団体等との連携を進めます。また、町職員が率先して男女共同参画社会の実現に向けて行動できるよう、職員への啓発や庁内の環境整備を行います。

3 計画の体系

基本目標		基本課題	施策の方向
I	男女がともに参画する人づくり	1. 男女共同参画を推進する意識啓発	①あらゆる分野で男女共同参画を進める意識の向上 ②あらゆる世代における男女共同参画の意識づくり
		2. 男女共同参画を推進する教育・学習の充実	①男女共同参画を推進する教育の充実 ②男女共同参画に関する学習機会の確保
II	男女がともに参画する地域づくり	1. 地域における男女共同参画の推進	①男女共同参画による地域活動の促進 ②地域における女性参画の推進・支援
		2. 安全・安心に向けた地域づくりへの女性の参画推進	①地域での防災体制の推進 ②男女共同参画の視点からの災害対策の推進
		3. 政策・方針決定の場への女性の参画推進	①地域での方針決定の場に参画する女性の人材発掘及び育成 ②各種審議会等委員への女性の登用
III	男女がともに能力を発揮できる自立した生き方づくり	1. 職場における男女の均等な機会と待遇の確保	①行政、企業、団体などにおける女性の登用と職域の拡大
		2. ワーク・ライフ・バランスの推進	①男女の対等な家族的責任への理解と参画の促進 ②仕事と家庭の両立しやすい職場環境づくり ③女性の再チャレンジ（再就職、起業等）・仕事と生活の両立への支援 ④多様なニーズに応じた保育サービスの充実
		3. 安心して暮らせる支援の充実	①生涯を通じた健康づくり ②配慮を必要とする人への支援
IV	男女がともに人権を尊重する社会づくり	1. 性別によるあらゆる人権侵害の根絶	①DV防止に向けた環境づくりの推進 ②あらゆるハラスメントの防止に向けた取組み ③性の尊厳と差別、偏見を無くするための取組み
		2. 暴力や虐待等に関する相談・支援体制の充実	①相談体制の充実 ②関係機関との連携体制の構築
V	男女共同参画を推進する組織づくり	1. 男女共同参画の視点に立った行政運営の推進	①計画的な取組みの推進 ②男女共同参画を進める行政職員の意識の向上 ③総合的な取組み体制の充実